

厚生労働省発職 1130 第 3 号

令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 キャリアアップ助成金制度の改正

1 賃金規定等改定コース助成金の助成額については、事業主の生産性要件（雇用保険法施行規則第百四条第二号ロに規定する生産性要件をいう。以下同じ。）への該当の有無及びその雇用する有期契約労働者等（同令第百十八条の二第二項第一号に規定する有期契約労働者等をいう。以下同じ。）のうち、賃金増額措置（同条第五項第一号ハの措置をいう。）を講じた有期契約労働者等（以下この1において「労働者」という。）の数の区分に応じ、一の事業所につき、それぞれ次に定める額とする。

(一) 生産性要件に該当しない事業主かつ労働者の数が一人以上六人未満 対象者一人につき二万一千円（中小企業事業主の場合は三万二千円）

(二) 生産性要件に該当しない事業主かつ労働者の数が六人以上 対象者一人につき一万九千円（中小

企業事業主の場合は二万八千五百円)

(三) 生産性要件に該当する事業主かつ労働者の数が一人以上六人未満 対象者一人につき二万六千二百五十円 (中小企業事業主の場合は四万円)

(四) 生産性要件に該当する事業主かつ労働者の数が六人以上 対象者一人につき二万四千元 (中小企業事業主の場合は三万六千元)

2 正社員化コース助成金の助成額については、令和七年三月三十一日までの間、人材開発支援助成金 (人材開発支援コース助成金) の職業訓練等のうち雇用環境・均等局長が定めるもの又は人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース助成金) の一般職業訓練若しくは有期実習型訓練を修了した者 (以下この2において「訓練修了者」という。) を事業主 (当該人材開発支援助成金の支給を受けたものに限る。) が有期契約労働者又は無期契約労働者から通常の労働者等 (雇用保険法施行規則第一百八条の二第二項第一号に規定する通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員をいう。以下同じ。) へ転換させた場合、一の事業所につき、次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

- (一) 生産性要件に該当せず、かつ、有期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 訓練修了対象者（訓練修了者であつて有期契約労働者等から通常の労働者等へ転換されたものをいう。以下この2において同じ。）一人につき五十二万二千五百円、その他の対象者（有期契約労働者等から通常の労働者等へ転換された者をいう。以下この2において同じ。）一人につき四十二万七千五百円（中小企業事業主の場合は訓練修了対象者一人につき六十六万五千円、その他の対象者一人につき五十七万円）
- (二) 生産性要件に該当し、かつ、有期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 訓練修了対象者一人につき六十六万円、その他の対象者一人につき五十四万円（中小企業事業主の場合は訓練修了対象者一人につき八十四万円、その他の対象者一人につき七十二万円）
- (三) 生産性要件に該当せず、かつ、無期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 訓練修了対象者一人につき二十六万二千五百円、その他の対象者一人につき二十一万三千七百五十円（中小企業事業主の場合は訓練修了対象者一人につき三十三万二千五百円、その他の対象者一人につき二十八万五千円）

- (四) 生産性要件に該当し、かつ、無期契約労働者を通常の労働者等へ転換させた事業主 訓練修了対象者一人につき三十三万円、その他の対象者一人につき二十七万円（中小企業事業主の場合は訓練修了対象者一人につき四十二万円、その他の対象者一人につき三十六万円）

二〇四 （略）

第二 （略）

第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース助成金）については、令和三年八月十九日（二において「適用日」という。）から第一の一の1による改正後の規定を適用するものとする。

- 二 適用日から施行日の前日までの間に、雇用保険法施行規則第百十八条の二第五項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース助成金）の支給については、なお従前の例によることができるものとする。

- 三 この省令の施行に関し、その他必要な経過措置を定めること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。